

令和元年八幡市議会第3回定例会
請願文書表

受理年月日	令和元年8月27日	受理番号	第2号
請願者 住所・氏名	京都府八幡市八幡吉野41 八幡市三区 区長 奥村芳治 京都府八幡市橋本焼野3番地 八幡市四区 区長 相原寛之 他21名		
件名	男山の太陽光発電施設建設に関する請願		
紹介議員	中村正臣 岡田秀子 小北幸博 関東佐世子 山本邦夫 鷹野雅生 山田美鈴		

請願趣旨

国宝石清水八幡宮が鎮座する男山は、八幡市民が誇る歴史的文化的自然であるとともに、ふるさとの鎮守の杜であり、残り少ない豊かな“みどり”でもあります。かけがえのない男山の山林が、大規模太陽光発電施設建設を進める事業主、株式会社コスモスエナジーの違法な造成工事によって繰り返し破壊され、雨期を迎える中、地元住民は土砂災害や水害の発生をおそれています。

今回の太陽光発電施設建設計画は、橋本方面より石清水八幡宮に向かう参道の途中から男山山中に進入道路をつけ、橋本東山本と八幡大谷の境界の尾根を広範囲に造成して、約5,000枚の太陽光パネル（出力1.8MW）を設置するというものです。これらの開発が行われれば、山林の伐採、造成で保水力が著しく低下し、流出した大量の雨水による土砂災害や水害が懸念されます。

麓の八幡大谷の集落は、土砂災害警戒区域（土石流）や土砂災害特別警戒区域（急斜面）に指定され、造成地に接する谷間には砂防区域や砂防ダムがあります。2012年の京都府南部豪雨では、集落の中心を流れる排水溝が土砂で埋まるという被害がありました。また造成地からの雨水が流入する大谷川は、これまで何度も豪雨による洪水被害をもたらしています。

石清水八幡宮をいただく男山は、三川合流の地とともに、八幡市の観光資源としても重要な景観を構成しています。今回の開発では尾根が200m以上伐採されるため、こんもりと見えた稜線が変容してしまうおそれがあります。また男山の山林が伐採され、道路等で分断されるため、豊かな自然環境に取り返しのつかない影響を与えることも懸念されます。

八幡市議会におかれましては、地元住民の命と暮らしの安全・安心を第一に考えていただき、未来の子供たちに男山の自然を残すために、本件開発計画に反対していただきますよう請願いたします。

また、現状では太陽光発電建設を直接規制する法令がないため、事業者と住民との間でトラブルが絶えません。そこで、例えば箕面市では景観保全のために、北部山地全体を開発禁止とする条例を昨年施行しました。亀岡市でも市の面積の4割を禁止区域とする条例を今年施行しています。男山には急斜面が多く、周囲を取り巻くように土砂災害（特別）警戒区域が連なっています。7haを超える林地を買収している事業者が、さらに開発を拡大することも考えられます。

八幡市議会におかれましては、男山の山林を太陽光発電の開発禁止区域とする条例を早期に制定していただきますよう請願いたします。

請願項目

1. 現在、男山で進められている太陽光発電施設建設計画に反対を求めます。
2. 男山の山林を太陽光発電の開発禁止区域とする条例の早期制定を求めます。